

電子マニフェスト導入の経緯

電子化による事務作業の軽減

三菱地所ホーム株式会社

CSR推進室 環境・安全グループ 部長 佐々木 裕治 SASAKI Yuji

■企業プロフィール

注文住宅の設計・監理・施工請負・販売等を行う。ツーバイフォー住宅を基本に、地球環境保全を目指して、環境共生住宅「エコフィール」や長期50年保証システム「ロングサポート50」などの長期利用住宅の事業展開を行っている。

■企業概要

社名：三菱地所ホーム株式会社
設立：1984年7月
住所(本社)：東京都千代田区丸の内3丁目2番3号
従業員数：約350名

はじめに

三菱地所ホーム株式会社は、三菱地所グループの一員として、環境負荷を低減できる家の提供とともに、未来へと続く豊かな生活環境づくりを目指して、地球環境の保全に積極的に取り組んでいます。その事例としては、住宅メーカーとして初めて全社・全部門でISO14001認証を取得したこと、高断熱・高気密仕様の住宅設計を実現した省エネルギー生活を提唱していること、事業活動に係る環境関連法令を遵守していること、自主基準を定めて環境パフォーマンスの向上に努めていることなどがあげられます。ここでは、それらの取り組みのサポートとなっている、当社における電子マニフェスト導入の経緯等を紹介いたします。

電子マニフェスト導入の経緯

紙マニフェスト運用時の問題点

住宅メーカーの廃棄物は、建設現場、解体現場から排出されます。廃棄物を委託処理する際に紙マニフェストを利用する場合は、事前に記入できる項目を予め専用プリンターで印字した紙マニフェストを、各現場に配布していました。しかし、各現場での使用枚数は、正確に予測できないので、紙マニフェストが不足したり、反対に余って無駄が起こったりすることが度々ありました。さらに、各現場で発行した紙マニフェストの控（A票）の紛失防止のために、週1度は現場からA票を回収して会社で保管するなど、紙マニフェストの扱いには細心の注意を払う必要がありました。また、A票と返送されたD票、E票との照合にも、大変な時間と労力を要していました。

電子マニフェストの導入

当社では上記の問題を解決すべく、電子マニフェストの導

入を、2006年11月から、まず、新築工事業において開始し、半年後の2007年4月に、解体工事業においても開始しました。電子マニフェストの利用割合は、図1に示すように、初年度こそ約60%でしたが、その後は順調に移行が進み、現在は、ほぼ100%となっています。

導入の効果

(1) マニフェスト情報の一元管理

電子マニフェストでは、図2に示すように、すべてのマニフェスト情報が、情報処理センター1か所に集約されるので、本店にしながら、各現場の廃棄物データをリアルタイムで一元管理できます。つまり、電子マニフェストシステムの導入によって、現場と本店とがマニフェスト情報の確認作業を行えるダブルチェック体制を整えることができ、コンプライアンスをより意識した組織作りが可能になりました。

(2) マニフェストの事務作業の効率化

マニフェストの事務作業は、原則ルーチン作業です。発行するマニフェストには、委託業者名や廃棄物の種類などの毎

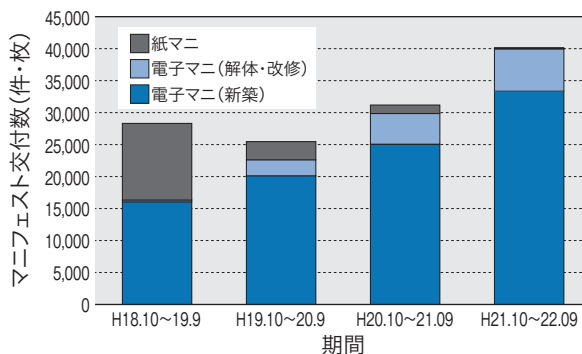


図1 三菱地所ホームにおける電子マニフェスト利用割合の推移

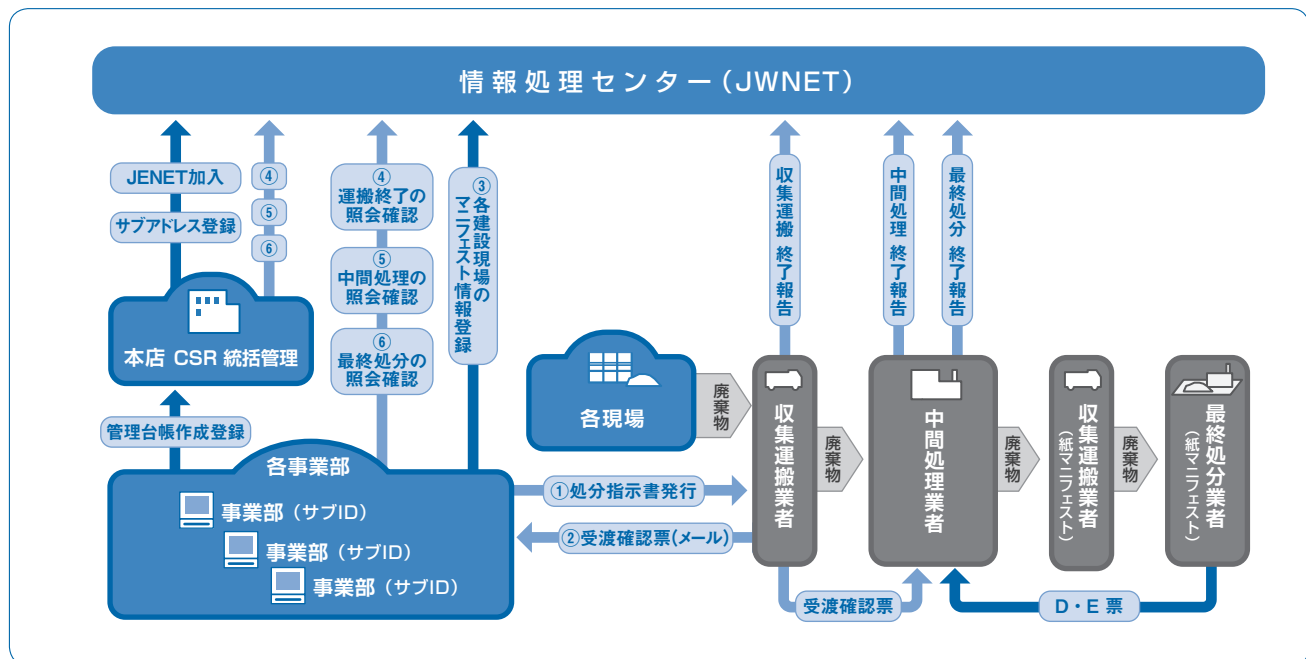


図2 三菱地所ホームにおける電子 manifests の運用フロー

回同じである項目が、いくつも存在します。電子 manifests では、便利機能として、よく利用する事項をひな型として登録できるパターン機能というものがあります。そちらの機能を利用することにより、さらに manifests の事務作業の効率上がり、また、入力ミスなどの防止にも役立ちます。

(3) manifests の保管が不要

現場が個別に散在する建設業では、紙 manifests の紛失は大きな問題でしたが、電子 manifests システムでは、 manifests の保管が不要ですので、紛失の心配はなくなりました。また、紙 manifests 自体の現物を抱える必要がなくなるので、その不足や余剰といった紙 manifests の在庫管理に係わる問題がなくなりました。さらに、 manifests の保管が不要になりますので、今まで、返送された紙 manifests を保管していたスペースを他の用途へ活用できるようになりました。

(4) 各種行政報告書の作成事務の軽減

紙 manifests を利用している場合では、毎年6月末に産業廃棄物管理票交付等状況報告書を作成し、都道府県・政令市に提出する必要がありました。しかし、電子 manifests を利用した場合は、情報処理センターが排出事業者の代わりにその報告を行うので、排出事業者は、報告書の作成が不要になり、事務作業に係わる手間と時間が大幅に削減されました。

また、多量排出事業者計画や実績報告書などの書類作成にも、電子 manifests を使用していると、すでに電子化されたデータを抽出して利用できるので、今までよりも容易に報告準備ができるようになりました。

(5) 各部署の manifests 業務に対する繁雑感の払拭

電子 manifests では、 manifests の照合に係わる業務は、パソコン上で自動的に行われます。紙 manifests のように、保管したA票と、返送されたD・E票との現物を付き合わせて確認する作業がありません。検索条件を入力すれば、容易に処理報告の有無などを確認できるので、事務担当者の manifests 業務に対する繁雑感が無くなりました。

最後に

弊社では、電子 manifests に加え、社内システムと連携させた独自の処分指示書や受渡確認票を導入して、産業廃棄物の適正な処理フローを確立させています。これにより、より法令遵守や社会的責任などを高く意識した組織作りを目指しています。今後は、電子 manifests の期限切れ間近通知機能などの便利機能を社内の運用ルールに適用し、より確実な産業廃棄物の適正処理と manifests 管理が図れるように努めていきたいと考えております。